

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく各種助成金について、令和 6 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。対象となるのは以下の助成金であり、改正の概要は別紙のとおり。（人材開発分科会関係は下線部分）

I. 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の一部改正関係

1. 雇用調整助成金
2. 労働移動支援助成金
3. 六十五歳超雇用推進助成金
4. 中途採用等支援助成金
5. 両立支援等助成金
6. 人材確保等支援助成金
7. 認定訓練助成事業費補助金
8. 人材開発支援助成金
9. 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号に掲げる事業の改正

II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金
2. 人材開発支援助成金

- その他所要の改正を行う。

2. 根拠条項

- 雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項及び第 2 項
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 24 条第 1 項
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 47 条

3. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 3 月 29 日（予定）
- 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

7. 認定訓練助成事業費補助金

○ 認定訓練助成事業費補助金の特例の延長

令和6年能登半島地震により被災した施設及び設備の災害復旧に要する経費を助成又は援助した場合、令和5年度に加え、令和6年度においても、国から都道府県への補助率及び国の負担割合の上限を引き上げる。(雇保則附則第17条の5の3)

なお、本改正においては、附則第17条の5の3中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加えることとし、令和5年度分の特例に係る規定を残すこととしている。これは、同規定に基づき、令和5年度における認定訓練助成事業費補助金の交付決定について補助率の特例が適用されることとなるが、その後も繰越し等が生ずる可能性があることから、翌年度以降も、引き続き補助率の特例に係る規定を残しておく必要があるためである。

【現行制度の概要（令和6年2月下旬措置予定）】

令和5年度までの暫定措置として、令和6年能登半島地震により被災した認定職業訓練校の災害復旧に要する施設費及び設備費に係る都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国の負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げる。

8. 人材開発支援助成金

(1) 障害者職業能力開発コース助成金の廃止

(略)

(2) 人への投資促進コース助成金の見直し

① 長期教育訓練休暇制度の拡充

- 長期教育訓練休暇制度について、労働者が柔軟に休暇を取得できるよう時間単位の休暇を対象とし、中小企業事業主における1人当たり賃金助成支給上限時間数、賃金助成額等を引き上げる。(雇保則附則第34条第2項)

【現行制度の概要】

長期教育訓練休暇制度を導入し、要件を満たす各被保険者に当該制度に基づく休暇を付与した事業主に対し、実際に当該被保険者が休暇の取得を行った場合に、所定の賃金等を助成するもの。

(支給額)

企業規模	1人当たり賃金助成 支給上限日数	賃金助成額 1人1日当たり	
			賃上げに係る要件
中小企業事業主以外	150日	6,000円	7,200円
中小企業事業主	150日	6,000円	7,200円

【見直しの内容】

(支給額)

企業規模	1人当たり賃金助成 支給上限時間数	賃金助成額 1人1時間当たり	
			賃上げに係る要件
中小企業事業主以外	1,200時間 (150日相当)	760円 (1日当たり 6,000円相当)	<u>960円</u> (1日当たり 8,000円相当)
中小企業事業主	<u>1,600時間</u> (200日相当)	<u>960円</u> (1日当たり 8,000円相当)	

② 自発的職業能力開発訓練の拡充

- 自発的職業能力開発訓練の訓練時間の下限20時間の要件を10時間に引き下げるとともに、長期教育訓練休暇制度と組み合わせて活用しやすくするため、職務関連の訓練に限ることとしていた要件について職務関連以外も認めることとする。(雇保則附則第34条第2項)

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

1 制度の概要

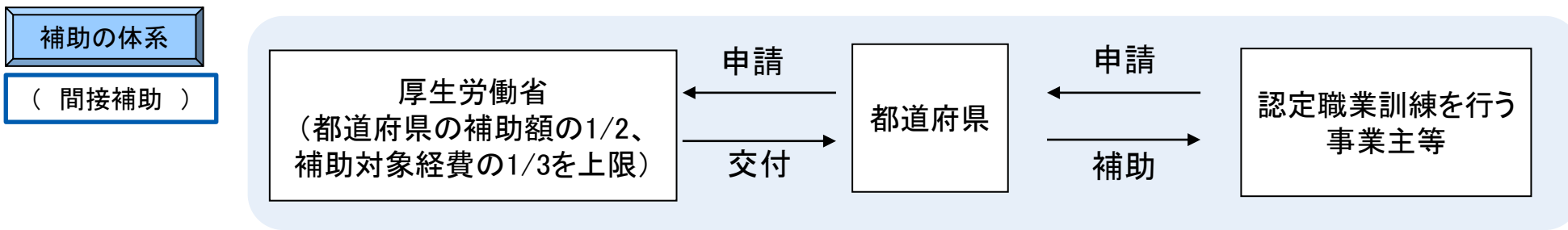
1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの（職業能力開発促進法第13条、第24条）。

（令和4年度実績：施設数・・・1,022施設、訓練生数・・・約18万3千人）

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する事業主等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2（補助対象経費の1/3が上限）を補助（運営費、施設費、設備費の3種類）。（雇用保険法施行規則第123条）



2 特例の内容

- 災害救助法が適用された市町村内の認定職業訓練校の施設及び設備について、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費については、国から県への補助率を引き上げる。

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる事業主等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引上げ

負担割合	国	都道府県	事業主等
現行	1/3	1/3	1/3
特例	1/2	1/4	1/4

【施行】公布日 令和6年3月29日(予定)

施行日 令和6年4月1日

※ 本省令案は、令和6年度の特例について定めるもの。令和5年度の特例を定める省令については、令和6年2月26日に公布・施行済み。

人材開発支援助成金に係る雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案【概要】

人材開発支援助成金は、事業主が労働者に対して職務に関連する訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

改正概要（令和6年4月1日施行予定）

1 人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充

長期教育訓練休暇制度について、労働者が柔軟に休暇を取得できるよう時間単位の休暇を対象とし、中小企業事業主における1人当たり賃金助成支給上限時間数、賃金助成額等を引き上げる。（雇保則附則第34条第2項）

① 中小企業の賃金助成額の引き上げ 及び 時間単位の休暇を対象とする柔軟化

現行：6,000円/日・人（企業規模問わず）

⇒ 改正後：**中小企業960（大企業760）円/時間・人**（1日8時間換算で7,680（6,080）円/日・人）

② 中小企業における賃金助成支給上限時間数の引き上げ

現行：150日/人（企業規模問わず）

⇒ 改正後：**中小企業1,600（大企業1,200）時間/人**（1日8時間換算で200（150）日/人）

企業規模	1人当たり賃金助成 支給上限時間数	賃金助成額 1人1時間当たり	
			賃上げに係る要件
中小企業事業主以外	1,200時間	760円	960円
中小企業事業主	1,600時間	960円	

2 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充

自発的職業能力開発訓練の活用促進を図るため、訓練時間の下限20時間を見直し、10時間に引き下げるとともに、長期教育訓練休暇制度と組み合わせて活用しやすくするため、職務関連の訓練に限ることとしていた要件について職務関連以外も認めることとする。（雇保則附則第34条第2項）

① 訓練時間の下限引き下げ 現行：20時間 ⇒ 改正後：**10時間**

② 「職務関連の訓練」に限っていた要件について「職務関連以外」も認める

「長期教育訓練休暇制度」と「自発的職業能力開発訓練」を組み合わせて活用を促進